

法律と暮らし、こころの専門家が
無料で相談をお受けします

北本市からのお知らせ（担当：健康づくり課）

北本市主催事業

暮らしとこころの 総合相談会

- ①令和7年 6月24日(火) 14:00～17:00
- ②令和7年 9月17日(水) 14:00～17:00
- ③令和7年12月17日(水) 14:00～17:00
- ④令和8年 3月17日(火) 14:00～17:00

日時

場所

北本市役所3階会議室

借金、多重債務がある…
ローンの返済ができない…
眠れない…
気分が沈み、やる気が出ない…

弁護士・司法書士・社会福祉士等による
「生活・失業・借金・離婚・相続・贈与相談」、
精神保健福祉士・保健師等による
「こころの健康相談」を合同で行います。

お電話で下記の申込先までご予約ください。
定員になり次第締切の場合もあります。

■申込み開始日

- ①令和7年 5月19日(月)から
- ②令和7年 8月18日(月)から
- ③令和7年 11月17日(月)から
- ③令和8年 2月16日(月)から

■申込み先

北本市暮らしとこころの

総合相談会委託事務局（夜明けの会）

予約受付電話048-774-2862

予約受付時間10:00～17:00（月～金曜日 祝日除く）

■問合せ先

北本市健康づくり課 電話 048-594-5544

8:30～17:15（月～金曜日 祝日除く）

お金

法律

こころ

解決したい の悩み

「この悩み、ずっと抱えていけないのかな」

